

特定屋外タンク貯蔵所等の板厚点検・補修要領

第1 特定屋外タンク貯蔵所の定点測定による板厚点検・補修要領

1 検査方法

- (1) 目視検査は、底板全面、側板目視可能範囲及び屋根板全面について行うこと。
- (2) 内面腐食に対しては、デプスゲージ等を使用して測定すること。
- (3) 裏面腐食は、超音波板厚測定装置を使用して測定すること。なお、コーティングが施工されているタンクについては、危険物保安技術協会認定の装置を使用し、測定者は、危険物保安技術協会講習会を修了した者が行うこと。

2 測定方法

「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（S52.3.30 消防危第 56 号通知）」を基本とするが、「屋外タンク貯蔵所の地震対策について（S54.12.25 消防危第 169 号通知）」で測定するよう指導すること。

3 補修基準

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について（H11.6.15 消防危第 58 号通知）」で行うこと。

4 提出資料

補修が発生した場合は、すべての測定資料を提出すること。

なお、板に履歴がある場合は、その履歴がわかる図面を添付すること。

5 その他

- (1) 表中「アニュラ板」と記述されている部分は、アニュラ板を設けないものにあつては、「側板直下の底板」と読みかえる。
- (2) 保有水平耐力の確認のために必要なアニュラ板の測定は、側板内面より 500 mm の範囲の測定値の平均によるが、全測定値のうち、最小値を示す測定値から順に任意数の測定値の平均値とすることもできる。なお、アニュラ板の部分取替え等により、一のタンクでアニュラ板の設計板厚が 2 以上になる場合は、設計板厚の最小であるアニュラ板が安全性評価の対象となる。

ア ニ ュ ラ 板					
測定方法	内面腐食	内裏面腐食	裏面腐食		
	腐食の認められる箇所をデプスゲージ等を使用して測定し、設計板厚・最小厚さから引いた値とすること。	基本測定	基本測定		
		内面腐食に対する補修未実施箇所について内面腐食の認められる箇所の周囲を25mm間隔で4点測定し、その平均値から内面腐食を引いた値とすること。	5 6 号通知	1 6 9 号通知	
			側板内面から 0.5m の範囲を千鳥で2m 以下の間隔で測定すること。	1 側板内面から 0.5m の範囲を概ね 100 mm千鳥格子状で測定すること。 2 その他の箇所については概ね 1m の間隔で測定すること。	
			接地箇所付近及び水抜き付近は、アース接地部及びノズル先端部を中心に 300 mmの範囲 (600 mm×600 mmの範囲でも可) を 100 mm格子状で測定すること。		
詳細測定					
基本測定の結果、設計板厚・最小厚さに対してその90%以下である測定値が得られた箇所については、当該箇所を中心に径 300 mmの範囲について、概ね 30 mmピッチで測定し、測定板厚平均値を求めること。					
補修基準	新 法				
	1 最小厚さ以上であること。 2 次の条件のすべてに適合する場合には、危令第 23 条の規定を適用できる。 (1) 最小厚さの 90%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が最小厚さの 80%を超えていること。 (2) 最小厚さからの板厚の減少が 3mm を超えていないこと。 (3) 危令第 20 条の 4 第 2 項第 1 号の 2 の保有水平耐力の規定に適合すること。 3 内面腐食については、2 mm以上の腐食が認められる場合、補修するよう指導すること。				
	旧 法				
	新基準適合				
	3.2 mm以上であること。				
	内面腐食	内裏面腐食・裏面腐食			
1 2 mm以上の腐食については補修するよう指導すること。 2 コーティングが施工されていないもの 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに 4.5 mm以上であること。	1 設計板厚の 90%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が設計板厚の 80%を超えていること。 2 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに 4.5 mm以上であること。 3 平成 6 年 9 月 1 日自治省令第 30 号附則第 7 条第 2 項第 2 号の保有水平耐力の規定に適合すること。				
旧基準					
上記と同じ		上記 1、2 と同じ			

底 板				
測定方法	内面腐食	内裏面腐食	裏面腐食	
腐食の認められる箇所をデプスゲージ等を使用して測定し、設計板厚・最小厚さから引いた値とすること。	基本測定		基本測定	
	内面腐食に対する補修未実施箇所について内面腐食の認められる箇所の周囲を25mm間隔で4点測定し、その平均値から内面腐食を引いた値とすること。	56号通知		169号通知
		板1枚あたり3点以上測定すること。		概ね1mの間隔で測定すること。
	詳細測定			
基本測定の結果、設計板厚・最小厚さに対してその90%以下である測定値が得られた箇所については、当該箇所を中心に半径300mmの範囲について、概ね30mmピッチで測定し、測定板厚平均値を求めること。				
補修基準	新 法			
	1 最小厚さ以上であること。 2 次の条件のすべてに適合する場合には、危令第23条の規定を適用できる。 最小厚さの90%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が最小厚さの80%を超えていること。 最小厚さからの板厚の減少が3mmをこえていないこと。 3 内面腐食については、2mm以上の腐食が認められる場合、補修するよう指導すること。			
	旧 法			
	新基準適合			
	3.2mm以上であること。			
	内面腐食	内裏面腐食・裏面腐食		
	1 2mm以上の腐食については補修するよう指導すること。 2 コーディングが施工されていないもの 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに4.5mm以上であること。	1 設計板厚の90%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が設計板厚の80%を超えていること。 2 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに4.5mm以上であること。		
	旧基準			
	上記と同じ	上記と同じ		

側 板	
測定方法	側板最下段
	新 法
	腐食の認められる箇所のほか、側板と側板直下の底板との隅肉溶側板側止端部から上方へ300mmまでの範囲内において水平方向に概ね2mの間隔でとった箇所についての板厚を測定し、最小値が得られた箇所について、当該箇所を中心に半径300mmの範囲内において概ね30mmの間隔でとった箇所を測定すること。または、タンク内部の測板とアニュラ板との隅肉溶接側板側止端部近傍及び当該部分から上方へ300mmまでの範囲において、鉛直方向100mm間隔ごとに水平方向に概ね2mの間隔でとった箇所並びに側板内面に腐食の認められる箇所を測定すること。
	旧 法
	新基準適合
	腐食の認められる箇所のほか、側板を側板直下の底板との隅肉溶側板側止端部から上方へ300mmまでの範囲内において水平方向に概ね2mの間隔でとった箇所についての板厚を測定し、最小値が得られた箇所について、当該箇所を中心に半径300mmの範囲内において概ね30mmの間隔でとった箇所を測定し、測定値の平均値を側板最下段の実板厚とすること。または、タンク内部の測板とアニュラ板との隅肉溶接側板側止端部近傍及び当該部分から上方へ300mmまでの範囲において、鉛直方向100mm間隔ごとに水平方向に概ね2mの間隔でとった箇所並びに側板内面に腐食の認められる箇所を測定し、測定値の平均値を側板最下段の実板厚とすること。なお、側板の外周面に当板が施されている場合等は、タンク内面から測定すること。
	旧基準
	上記に基づき測定するよう指導すること。
	側板最下段以外
	新 法
腐食が認められる箇所のほか、3箇所以上の箇所について測定を行い、それぞれの段において最小値が得られた箇所について、当該箇所を中心に半径300mmの範囲内において概ね30mmの間隔でとった箇所を測定すること。	
旧 法	
新基準適合	
腐食が認められる箇所のほか、3箇所以上の箇所について測定を行い、それぞれの段において最小値が得られた箇所について、当該箇所を中心に半径300mmの範囲内において概ね30mmの間隔でとった箇所を測定し、当該測定値の平均値を各段の実板厚とすること。	
旧基準	
上記に基づき測定するよう指導すること。	
補修基準	新 法
	1 最小厚さ以上であること。 2 危告示第4条の16の2の許容応力以下であること。 3 危告示第4条の21の基準を満足すること。
	旧 法

	新基準適合
	1 3.2 mm以上であること。 2 危告示第 78 条の許容応力以下であること。 3 危告示第 4 条の 21 の基準を満足するよう指導すること。
	旧基準
	1 3.2 mm以上であること。 2 危告示第 4 条の 21 の基準を満足するよう指導すること。
屋 根 板	
測定方法	板 1 枚あたり 3 点以上測定するよう指導すること。
補修基準	新 法
	4. 5 mm以上であること。
	旧 法
	3. 2 mm以上であること。

注1：新法タンク及び新基準適合タンクは、危告示第 4 条の 20 の規定を満足すること。

注2：特定タンクの保安検査時期延長に係る危則第 62 条の 2 の 2 第 1 号ハの板厚は、設計板厚・最小厚さの 90%以下である箇所を中心に半径 300 mmの範囲について概ね 30 mmピッチでとった箇所の測定板厚平均値が設計板厚・最小厚さの 80%を超え、かつ、測定板厚最小値が 4.5 mm以下でないものであること。

同上第 2 号ニの板厚は、底部の腐食率が最大 0.05 mm/年以下であること。

同上第 2 号ヘの板厚は、次期開放時における板厚推定値がアニュラ板又はアニュラ板相当部の底板にあつては 9 mm以上、底板にあつては 6 mm以上とすること。

注3：1 万 kL 未満の特定タンクの内部点検時期延長に係る危則第 62 条の 2 の 2 第 1 号ハの板厚は、設計板厚・最小厚さの 90%以下である箇所を中心に半径 300 mmの範囲について概ね 30 mmピッチでとった箇所の測定板厚平均値が設計板厚・最小厚さの 80%を超え、かつ、当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次回の内部点検時期までに測定板厚最小値が 4.5 mm以下でないものであること。ただし、新設又は新設に準じる底板の取り替えを行った場合は、適用しない。

同上第 2 号ニの板厚は、底部の腐食率が最大 0.05 mm/年以下であること。

同上第 2 号ヘの板厚は、次期開放時における板厚推定値がアニュラ板及び底板とともに 6 mm以上とすること。ただし、設計板厚が 6 mm以下のものは 4.5 mm以上とすること。

第2 準特定屋外タンク貯蔵所の定点測定による板厚点検・補修要領

1 検査方法

- (1) 目視検査は、底板全面、側板目視可能範囲及び屋根板全面について行うこと。
- (2) 内面腐食に対しては、デプスゲージ等を使用して測定すること。
- (3) 裏面腐食は、超音波板厚測定装置を使用して測定すること。なお、コーティングが施工されているタンクについては、危険物保安技術協会認定の装置を使用し、測定者は、危険物保安技術協会の講習会を修了した者が行うこと。

2 測定方法

「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（S52.3.30 消防危第 56 号通知）」を基本とするが、「屋外タンク貯蔵所の地震対策について（S54.12.25 消防危第 169 号通知）」で測定するよう指導すること。

3 補修基準

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について（H11.6.15 消防危第 58 号通知）」で行うこと。

4 提出資料

補修が発生した場合は、すべての測定資料を提出すること。

なお、板に履歴がある場合は、その履歴がわかる図面を添付すること。

5 注意事項

- (1) この項目に該当するタンクは、開放周期が規定されていないため、注意すること。
- (2) 開放周期については、自主的に定め、開放点検するよう指導すること。
- (3) 500kL未満の屋外タンク貯蔵所についても、この容量に準じて点検・補修するよう指導すること。

ア ニ ュ ラ 板					
測定方法	内面腐食	内裏面腐食	裏面腐食		
	腐食の認められる箇所をデプスゲージ等を使用して測定し、設計板厚から引いた値とすること。	基本測定	基本測定		
		内面腐食に対する補修未実施箇所について内面腐食の認められる箇所の周囲を25mm間隔で4点測定し、その平均値から内面腐食を引いた値とすること。	56号通知	169号通知	
			側板内面から0.5mの範囲を千鳥で2m以下の間隔で測定すること。	1 側板内面から0.5mの範囲を概ね100mm千鳥格子状で測定すること。 2 その他の箇所については概ね1mの間隔で測定すること。	
			接地箇所付近及び水抜き付近は、アース接地部及びノズル先端部を中心に300mmの範囲(600mm×600mmの範囲でも可)を100mm格子状で測定すること。		
詳細測定					
基本測定の結果、設計板厚に対してその90%以下である測定値が得られた箇所については、当該箇所を中心に半径300mmの範囲について、概ね30mmピッチで測定し、測定板厚平均値を求めること。					
補修基準	新基準適合				
	3.2mm以上であること。				
	内面腐食	内裏面腐食・裏面腐食			
	1 2mm以上の腐食については補修するよう指導すること。 2 コーティングが施工されていないもの 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに3.2mm以上であること。	1 設計板厚の90%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が設計板厚の80%を超えていること。 2 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに3.2mm以上であること。 3 危則第20条の4の2第2項第4号の保有水平耐力の規定に適合すること。			
旧基準					
上記と同じ		上記1、2と同じ			

底 板				
測定方法	内面腐食	内裏面腐食	裏面腐食	
	腐食の認められる箇所をデブスゲージ等を使用して測定し、設計板厚・最小厚さから引いた値とすること。	基本測定	基本測定	
		内面腐食に対する補修未実施箇所について内面腐食の認められる箇所の周囲を25mm間隔で4点測定し、その平均値から内面腐食を引いた値とすること。	56号通知	169号通知
			板1枚あたり3点以上測定すること。	概ね1mの間隔で測定すること。
		詳細測定		
基本測定の結果、設計板厚に対してその90%以下である測定値が得られた箇所については、当該箇所を中心に半径300mmの範囲について、概ね30mmピッチで測定し、測定板厚平均値を求めること。				
補修基準	新基準適合			
	3.2mm以上であること。			
	内面腐食	内裏面腐食・裏面腐食		
	1 2mm以上の腐食については補修するよう指導すること。 2 コーティングが施工されていないもの 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに3.2mm以上であること。	1 設計板厚の90%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が設計板厚の80%を超えていること。 2 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに3.2mm以上であること。		
	内面腐食	内裏面腐食・裏面腐食		
	旧基準			
上記と同じ	上記と同じ			

側 板		
測定方法	側板最下段	
	新基準適合	
	腐食の認められる箇所のほか、側板と側板直下の底板との隅肉溶側板側止端部から上方へ300mmまでの範囲内において水平方向に概ね2mの間隔でとった箇所についての板厚を測定し、最小値が得られた箇所について、当該箇所を中心に半径300mmの範囲内において概ね30mmの間隔でとった箇所を測定すること。または、タンク内部の側板とアニュラ板との隅肉溶接側板側止端部近傍及び当該部分から上方へ300mmまでの範囲において、概ね30mmの間隔でとった箇所を測定し、測定値の平均値を側板最下段の実板厚とすること。	
	旧基準	
	上記に基づき測定するよう指導すること	
	側板最下段以外	
測定方法	新基準適合	
	腐食の認められる箇所のほか、3箇所以上の箇所について測定を行い、それぞれの段において最小値が得られた箇所について、当該箇所を中心に半径300mmの範囲内において概ね30mmピッチでとった箇所を測定し、当該測定値の平均値を各段の実板厚とすること。なお、側板の外周面に当板が施されている場合等は、タンク内面から測定すること。	
	旧基準	
	上記に基づき測定するよう指導すること	
	補修基準	新基準適合
		1 3.2mm以上であること。
2 危告示第4条の21の11の許容応力以下であること。		
旧基準		
	3.2mm以上であること。	
屋 根 板		
測定方法	板1枚あたり3点以上測定するよう指導すること。	
補修基準	3.2mm以上であること。	

注1：新基準適合タンクは、危告示第4条の20第1項第1号から第5号まで、同条第2項第1号及び第2号の規定を満足すること。

第3 超音波深傷法による連続板厚測定装置を用いた特定屋外貯蔵タンク底部の板厚点検・補修要領

1 検査方法

- (1) 目視検査は、定点測定に準じて行うこと。
- (2) 内面腐食に対しては、デプスゲージ等を使用して測定すること。
- (3) 裏面腐食は、危険物保安技術協会の認定を受けた超音波深傷法による連続板厚測定装置を使用して測定すること。なお、測定者は、危険物保安技術協会の講習会を修了した者が行うこと。

2 測定方法

「連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について（H15.3.28 消防危第27号通知）」によるほか、次表のとおりとすること。

3 補修基準

次表のとおりとすること。

4 提出資料

- (1) 連続板厚測定装置による測定部と不測定箇所（溶接線近傍を含め、連続板厚測定装置において測定不可能箇所、以上表示箇所及び不表示箇所）の測定部に分けて、板一枚ごとの測定板厚最小値及び測定板厚平均値の最小値を明記し、一覧表にまとめ、添付すること。
 また、新法及び新基準適合タンクの場合は、側板から500mmの範囲の平均値を明記すること。
 なお、不測定箇所については、定点測定による点検・補修をおこない、それに基づく資料を添付すること。
- (2) 基本測定に関する資料
 板一枚ごとに設計板厚・最小厚さの80%値に対しての評価等が分かるように色分けされた図面を添付すること。
 なお、板一枚ごとに最小値となる箇所を中心として50mm×50mm程度の測定記録を添付すること。
- (3) 詳細測定に関する資料
 板一枚ごとに測定板厚平均値を求めた箇所（その箇所が複数ある場合は、色分け等を行い、個数がわかる資料を添付すること。）が明記された図面を添付すること。
 なお、各板ごとに最小となる測定板厚平均値の算出に使用した測定記録及び補修を必要とする箇所の測定記録を添付すること。
- (4) 測定者の技能等に関する資料
 連続板厚測定装置を用いて行う測定方法に関し必要な知識及び技能を証明する書類（写し）を添付すること。
- (5) 板に履歴がある場合は、その履歴がわかる図面を添付すること。

ア ニ ュ ラ 板			
測定方法	内面腐食	内裏面腐食	裏面腐食
	腐食の認められる箇所をデプスゲージ等を使用して測定し、設計板厚から引いた値とすること。	基本測定	基本測定
		内面腐食に対する補修未実施箇所について内面腐食の認められる箇所の周囲を25mm間隔で4点測定し、その平均値から内面腐食を引いた値とすること。	1 測定ピッチは、30mm以下で行うこと。 2 装置の測定不可能箇所、異常表示及び不表示箇所は、定点測定による基本測定を行うこと。
		詳細測定	詳細測定
	基本測定の結果、設計板厚・最小厚さに対してその90%以下である測定値が得られた箇所については、当該箇所を中心に半径300mmの範囲について、概ね30mmピッチで測定し、測定板厚平均値を求めること。	1 基本測定で設計板厚・最小厚さの80%以下の測定箇所については、その箇所を中心として半径60mm範囲を30mmピッチ以下で測定し平均値を算出すること。(120mm×120mm)としても差し支えない。 なお、半径60mmを半径300mm(600mm×600mm)としても差し支えない。 2 定点測定箇所は、内裏面腐食に対する詳細測定と同じ。	
補修基準	新法 1 最小厚さ以上であること。 2 次の条件のすべてに適合する場合には、危令第23条の規定を適用できる。 (1) 最小厚さの80%以下である箇所の範囲における測定板厚平均値が最小厚さの80%をこえていること。 (2) 最小厚さからの板厚の減少が3mmを超えていないこと。 (3) 危則第20条の4第2項第1号の2の保有水平耐力の規定に適合すること。 3 内面腐食については、2mm以上の腐食が認められる場合、補修するよう指導すること。 4 定点測定箇所については、第1表の補修基準によること。		
	旧法 新基準適合 3.2mm以上であること。		
	内面腐食	内裏面腐食・裏面腐食	
	1 2mm以上の腐食については補修するよう指導すること。 2 コーティングが施工されていないもの 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに4.5mm以上であること。	1 設計板厚の80%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が設計板厚の80%を超えていること。 2 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに4.5mm以上であること。 3 平成6年9月1日自治省令第30号第7条第2項第2号の保有水平耐力の規定に適合すること。 4 定点測定箇所については、第1表の補修基準によること。	
	旧基準		
	上記と同じ	上記1、2及び4と同じ	

底 板			
測定方法	内面腐食	内裏面腐食	裏面腐食
	アニュラ板と同じ	アニュラ板と同じ	アニュラ板と同じ
補修基準	新法 1 最小厚さ以上であること。 2 次の条件のすべてに適合する場所には、危令第23条の規定を適用できる。 (1) 最小厚さの80%以下である箇所の範囲における測定板厚平均値が最小厚さの80%を超えていること。 (2) 最小厚さからの板厚の減少が3mmを超えていないこと。 3 内面腐食については、2mm以上の腐食が認められる場合、補修するよう指導すること。 4 定点測定箇所については、第1表の補修基準によること。		
	旧法 新基準適合 3.2mm以上であること。		
	内面腐食	内裏面腐食・裏面腐食	
	1 2mm以上の腐食については補修するよう指導すること。 2 コーティングが施工されていないもの 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに4.5mm以上であること。	1 設計板厚の80%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が設計板厚の80%を超えていること。 2 当該箇所の測定板厚最小値が過去の腐食率から次期開放点検までに4.5mm以上であること。 3 定点測定箇所については、第1表の補修基準によること。	
	旧基準 上記と同じ		
	上記と同じ	上記と同じ	

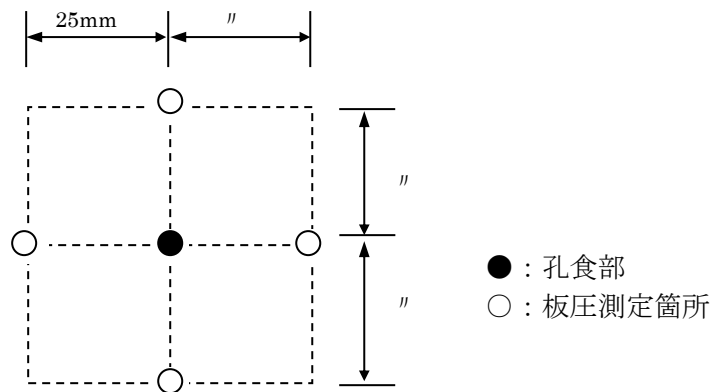
注1：超音波深傷法による連続板厚測定装置を用いた測定は、特定屋外タンク以外のタンクでも使用して差し支えないこと。

注2：連続板厚測定装置による測定記録は、すべて裏面腐食として判断すること。

注3：不測定箇所（溶接線近傍を含め、連続板厚測定装置において測定不可能箇所、異常表示箇所及び不表示箇所）及び裏面箇所における定点測定の結果、詳細測定が必要となった場合、その範囲内に連続板厚測定記録がある時は再度定点測定を行うことなく、その測定記録を使用し板厚平均値を算出して差し支えない。

板厚測定の参考例

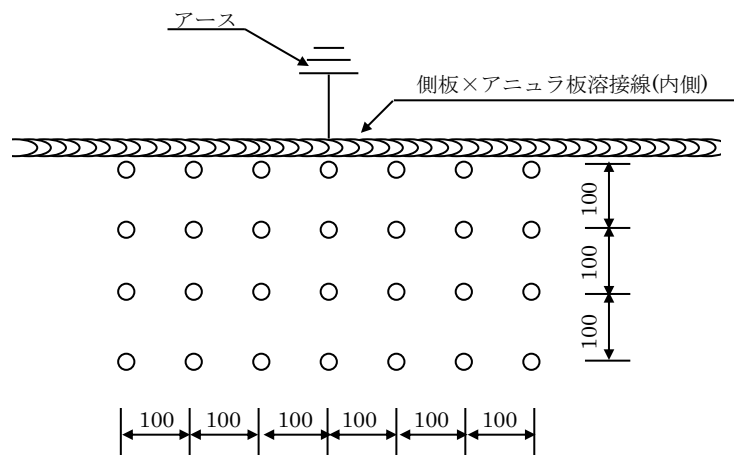
1 内裏面の測定方法



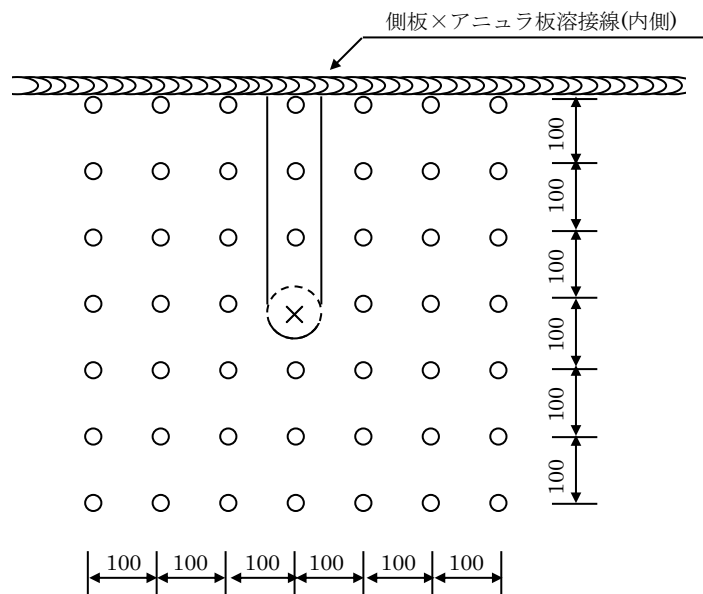
孔食部近傍の板厚を状況に応じて4点測定し、その平均値を求め、その平均値から、孔食部の深さを引いた値が当該孔食部の測定板厚である。

2 接地・水抜き付近測定方法

(1) アース近傍

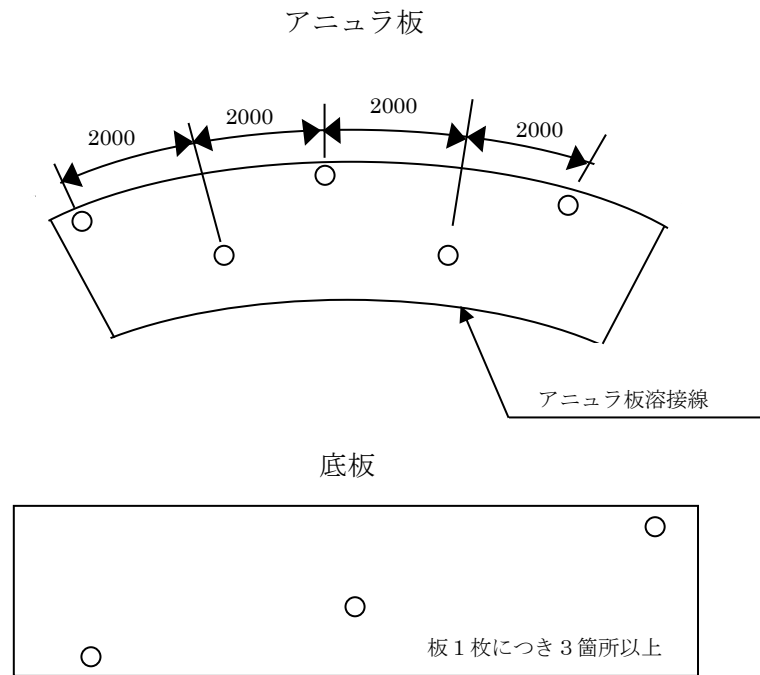


(2) ドレン近傍

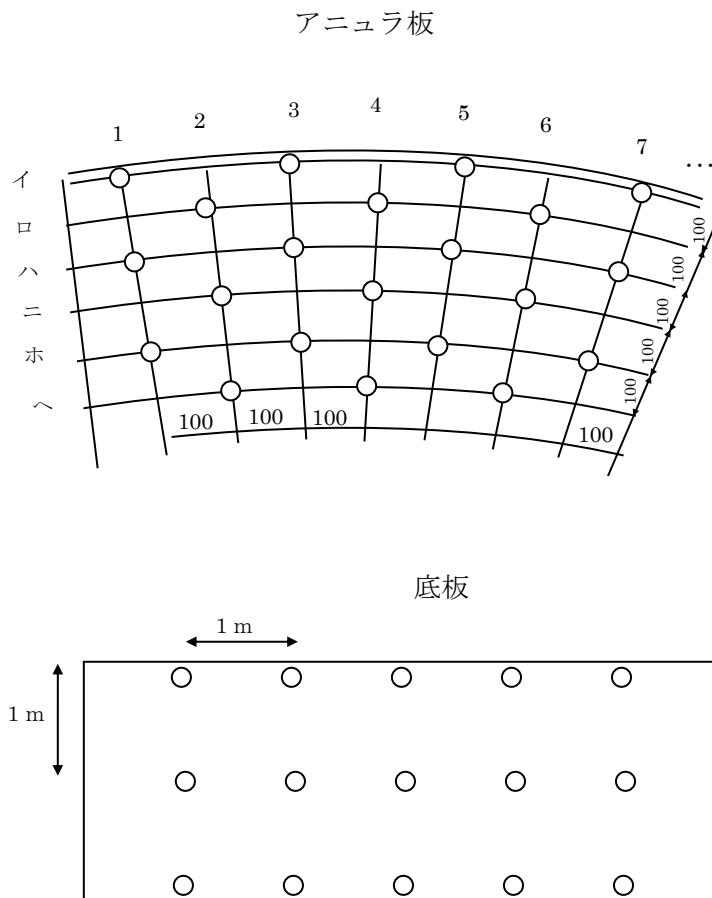


3 底板部の測定方法

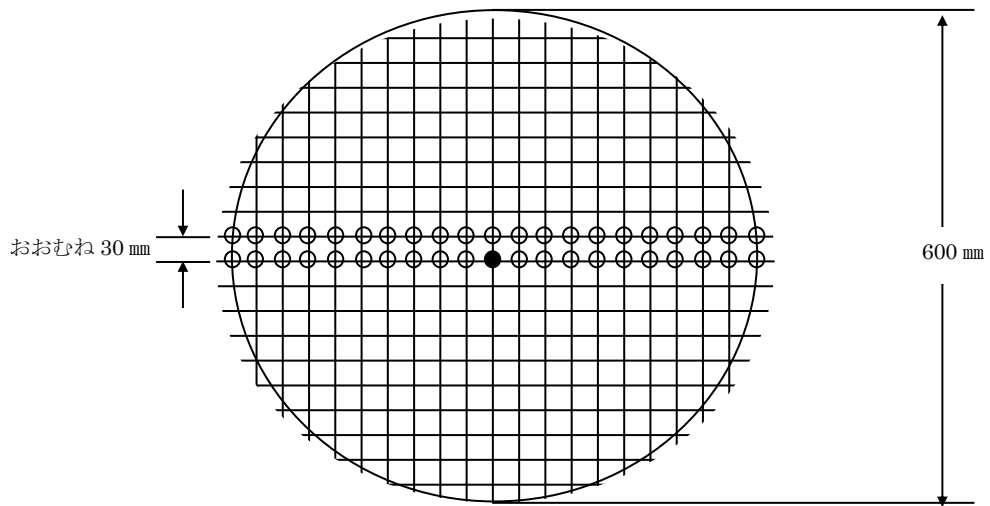
(1) 56号通知



(2) 169号通知



4 定点詳細測定方法

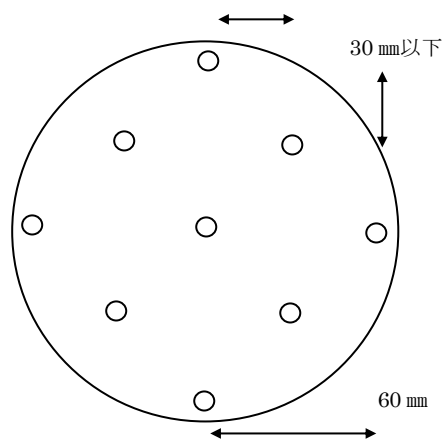


凡例

● 定点

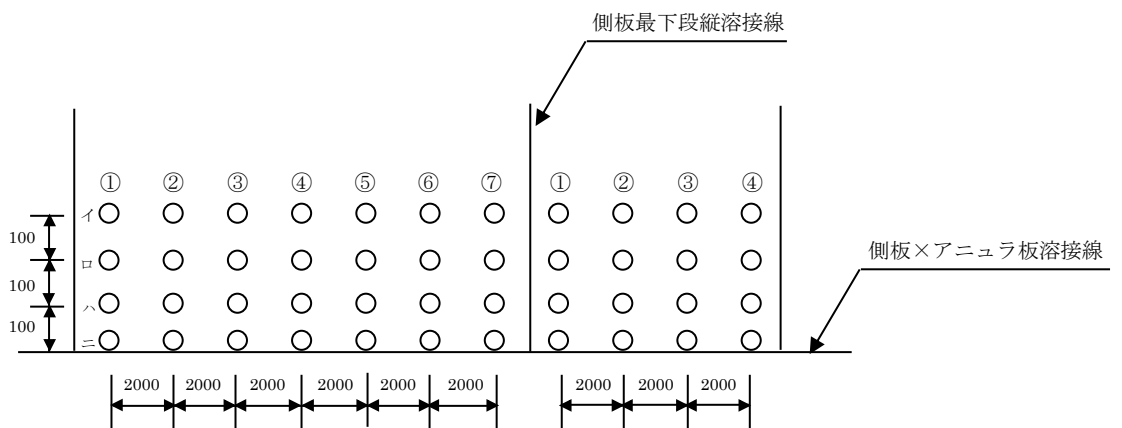
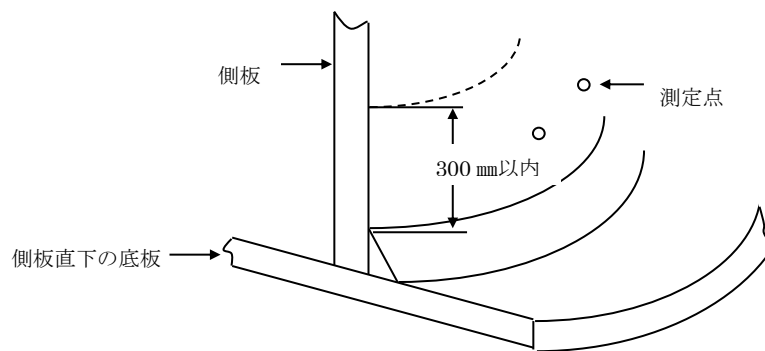
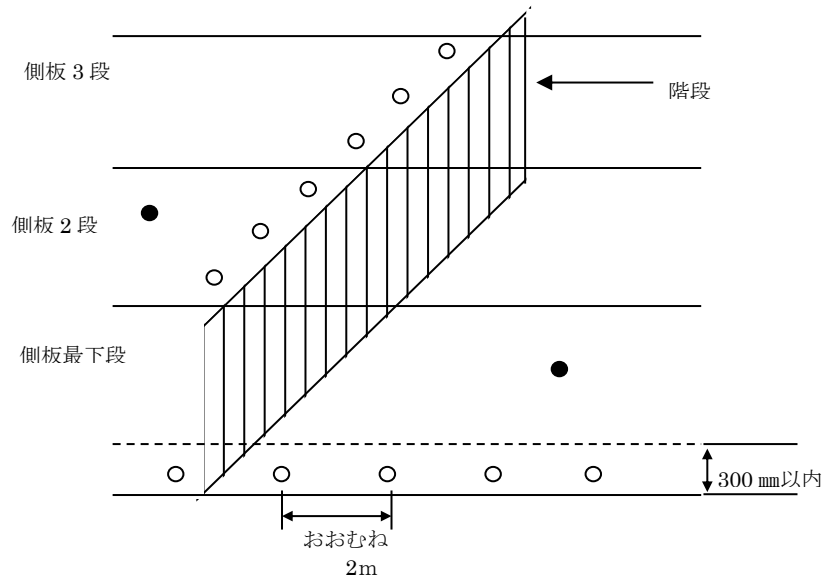
○ 詳細測定の測定点

5 連続板厚詳細測定方法



6 側板実板厚測定方法

- 凡例 ●腐食
○測定点(定点)



※ 用語・参考通知等

1 旧法タンク

危険物の規則に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 52 年政令第 10 号)施行の最、現に法第 11 条第 1 項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が危令第 11 条第 1 項第 3 号の 2 及び第 4 号に定める技術上の基準に適合していなかったものをいう。

2 新基準に適合した旧法タンク

昭和 52 年 2 月 1 日政令第 10 号附則を改正した平成 6 年 7 月 1 日政令第 214 号における旧法タンク改修のための技術基準に適合し、その旨を届出した旧法タンクをいう。

3 旧基準タンク

旧法タンクのうちで、新基準に適合していないタンクをいう。

4 新法タンク

旧法タンク以外の特定屋外タンク貯蔵所をいう。

5 設計板厚

申請書の図面等に記載されている板厚をいう。

6 最小厚さ

危告示第 4 条の 17 に定める最小厚さをいう。

7 保有水平耐力の規定

危告示第 79 条の計算式により求められた規定をいう。

8 準特定タンク

液体の危険物の最大数量が 500kL 以上 1,000kL 未満のものをいう。

9 新基準に適合した準特定タンク

平成 11 年の政省令改正（平成 11 年 1 月 13 日政令第 3 号及び同年 3 月 30 日自治省令第 10 号）による技術基準に適合し、その旨を届け出した準特定タンクをいう。

10 測定板厚最小値

板厚測定のうち現存する(補修後)最小値をいう。この値には、内面、内裏面及び裏面の腐食が該当する。なお、グラインダーの削り込み、ジグ跡、打痕及び傷であることが、明らかである部分は、腐食として取り扱わないが、補修後の残存部分最小厚さに採用するか腐食部位と比較検討すること。

11 腐食率を考慮した次期開放までの残存板厚(t 値)

$$t=x \cdot y + c$$

x は、腐食率(a/b)

a は、当該箇所における最大腐食深さ(mm) (補修前も含む。採用しない例は、別に示す。)

b は、当該板の使用年数(年)

y は、次期開放予定期間までの年数

c は、1,000kL 以上は 4.5、1,000kL 未満は 3.2

※ t 値計算に採用しない例

(内面) アニユラ部、底板部とわけて各部全体にコーティングが施工されている場合又はコーティングを予定している場合

(裏面) 板の取替え(部分的でも可)及びその基礎部分の表層交換等が行われた場合

12 最大腐食深さ

設計板厚からの板厚の腐食による減少量（内面腐食、裏面腐食、内裏面腐食合算に分けて検討）

13 参考通知

- (1) 屋外タンク貯蔵所におけるコーティング上からのタンク底部の板厚測定について(S63.5.27 消防危第 72 号通知)
- (2) コーティング上からタンク底部の板厚を測定する測定者について(S63.5.27 消防危第 73 号通知)
- (3) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(H6.9.1 消防危第 73 号通知)
- (4) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(H8.9.30 消防危第 121 号通知)
- (5) 容量が 1 万 kL 未満の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の時期等に関する運用について(H12.3.21 消防危第 31 号通知)
- (6) 特定屋外貯蔵タンクの内部点検等の検査方法に関する運用について(H12.8.24 消防危第 93 号通知)